

【議事】平成31年度第1回総会に付議すべき事項について

会則の変更について（案）

(3) 幹事会の書面による議決について

（会則第7条関係）

⇒ 会則第6条第12項では、会長は、やむを得ない事由により総会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代える旨規定されています。

本会の運営に当たって必要な事項の処理を行う幹事会においても、円滑かつ効率的な運営のため、書面による持ち回り議決ができるよう規定することについてお諮りしたい。

○会則第7条第7項

（新設）

- 幹事長は、やむを得ない事由により幹事会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を幹事に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって幹事会の議決に代えることができる。